

船舶事故調査報告書

令和6年5月29日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和5年10月29日 11時30分ごろ
発生場所	長崎県長崎市大墓島南東方沖 大墓島大瀬灯台から真方位132° 4.2海里（M）付近 （概位 北緯32° 49.9′ 東経129° 36.4′）
事故の概要	漁船第二祥丸は、低速力で北進中、また、プレジャーボート賢祐丸は、船首を北北西方に向けて漂流中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和5年10月31日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第二祥丸、4.4トン NS3-403397（動力漁船登録票）、個人所有 第292-40215号（船舶検査済票の番号） B プレジャーボート 賢祐丸、1.5トン NS3-407918（動力漁船登録票）、個人所有 第292-46183号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 右舷船首部にペイント剥離 B 左舷船首部のハンドレールに曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 ほとんどなし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、あじ一本釣り漁の目的で、長崎市三重式見港の係留場所を出航し、大墓島南東方沖の漁場に至り、漂流して操業を行っていた。 A船は、操業ポイントを移動しようとして、魚群探知機が一体となったGPSプロッターを作動させ、船長Aが操縦席に腰を掛けて魚群探索をしながら、約2ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で手動操舵により北進していたところ、右舷船首部とB船の左舷船首部とが衝突した。 A船は、自力で航行して係留場所に向かった。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、友人2人（以下「同乗者B ₁ 」及び「同乗者B ₂ 」という。）を乗せ、釣りの目的で、三重式見港の係留場所を出航し、大墓島南東方沖の釣り場に至って流し釣りを繰り返していた。 船長Bは、B船の船首を北北西方に向け、船外機を停止してチルト

	<p>アップし、操縦席に腰を掛けて右舷方を向き、また、同乗者B₁は船首部で立って右舷方を、同乗者B₂は船尾部に置いたクーラーボックスに腰を掛けて右舷方をそれぞれ向き、釣り竿を出して釣りを行っていた。</p> <p>同乗者B₂は、B船に向かって接近してくるA船に気付き、その旨を船長Bに知らせた。</p> <p>船長Bは、船尾方を振り向き、A船を認めたので、同乗者B₂と共に、A船に向かって手を振りながら大声を出したが、B船とA船とが衝突した。</p> <p>船長Bは、直ちに118番通報を行った。</p> <p>B船は、自力で航行して係留場所に向かった。</p> <p>船長Aは、漂泊して操業中、A船の北方1,000m付近で漂泊して釣りを行っているB船を視認していたものの、操業ポイントを移動する際、B船の存在を失念していたので、前路に航行の支障となる他船はいないと思った。</p> <p>船長Aは、操業ポイントを移動中、時々視線を上げて周囲を見ていたつもりであったが、魚群探索に意識が向いていたので、B船に向かって接近していることに気付かなかったと本事故後に思った。</p> <p>船長Bは、衝突の約30分前にB船の南方1,000m付近で漂泊して操業をしているA船を視認していたものの、A船との距離も十分に離れており、A船がB船に接近してくるとは思っていなかった。</p> <p>船長Bは、釣りに意識が向いていたので、B船に向かって接近してくるA船に気付くのが遅れたと本事故後に思った。</p> <p>船長Bは、漂泊中、釣り糸が絡まないよう船外機をチルトアップしており、船外機をチルトダウンしてエンジンを始動するまでに約20秒を要するので、接近してくるA船を視認してから衝突するまでの間にB船を移動させる余裕はなかったと本事故後に思った。</p> <p>B船は、汽笛を備えていたが、本事故発生の約2か月前から故障しており、使用できない状態であった。</p> <p>B船の乗船者は、全員救命胴衣を着用していた。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、写真1 A船、写真2 B船 参照)</p>
<p>分析</p>	<p>A船は、約2knの速力で魚群探索を行いながら北進中、船長Aが、操縦席に腰を掛けて魚群探知機を見ながら、魚群探索に意識を向けた状態で航行を続けたことから、前路で漂泊中のB船に向かって接近していることに気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、漂泊して操業中、船の北方1,000m付近に漂泊中のB船を視認していたものの、操業ポイントを移動する際、B船の存在を失念していたことから、前路に航行の支障となる他船はいないと思い、魚群探索に意識を向けていたものと考えられる。</p> <p>B船は、船首を北北西方に向けて釣りを行いながら漂泊中、船長B</p>

	<p>が、操縦席に腰を掛けて右舷方を向き、釣りに意識を向けた状態で漂泊を続けたことから、B船に向かって接近してくるA船に気付くのが遅れ、同乗者B₂と共にA船に向かって手を振りながら大声を出したが、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、衝突の約30分前にB船の南方約1,000m付近に漂泊中のA船を視認していたものの、A船は操業中で、距離も十分に離れており、B船に接近してくるとは思わなかったことから、釣りに意識を向けていたと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が魚群探索を行いながら北進中、B船が船首を北北西方に向けて釣りをを行いながら漂泊中、船長Aが、魚群探索に意識を向けた状態で航行を続け、また、船長Bが、釣りに意識を向けていた状態で漂泊を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>船長Bは、本事故後、汽笛を新替えした。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・釣りのポイントを移動中の船舶の船長は、船首方の他船の存在を失念することなく、また、魚群探索に意識を向け過ぎることなく、常時、周囲の見張りを適切に行うこと。 ・漂泊して釣りをを行う船舶の船長は、常時、周囲の見張りを適切に行い、他船が自船に向かって接近する場合には、有効な音響信号を行い、更に接近してきた場合には、自船を移動させるなどして衝突を避ける措置を採ること。 ・船長は、有効な音響による信号を行うことができる機器を備えること。

付図1 事故発生経過概略図

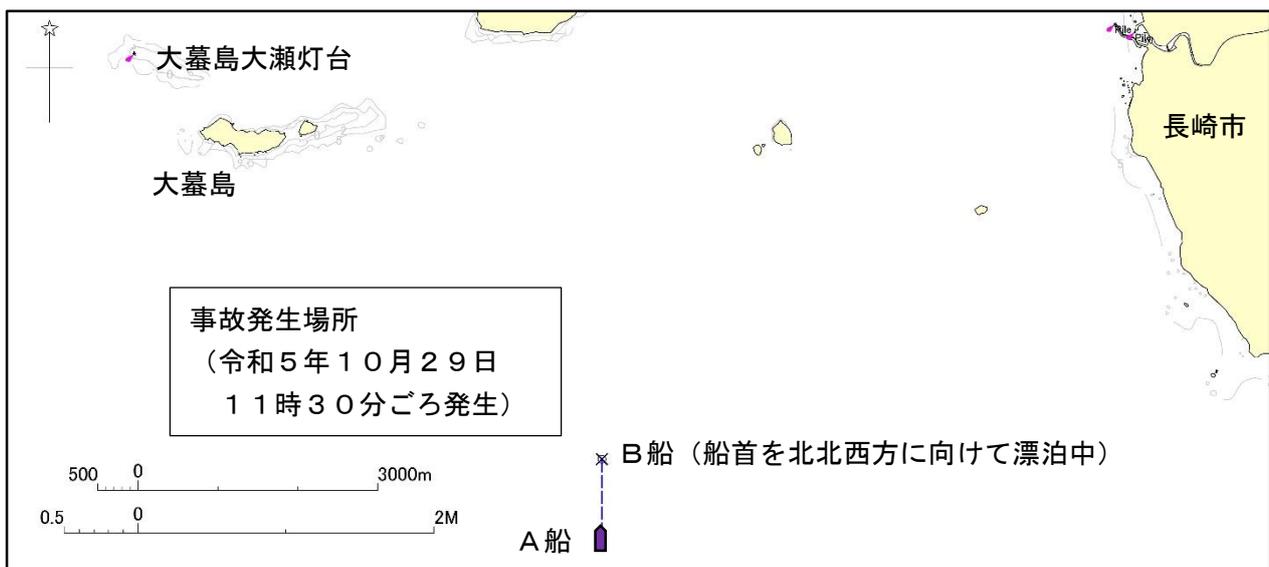


写真1 A船

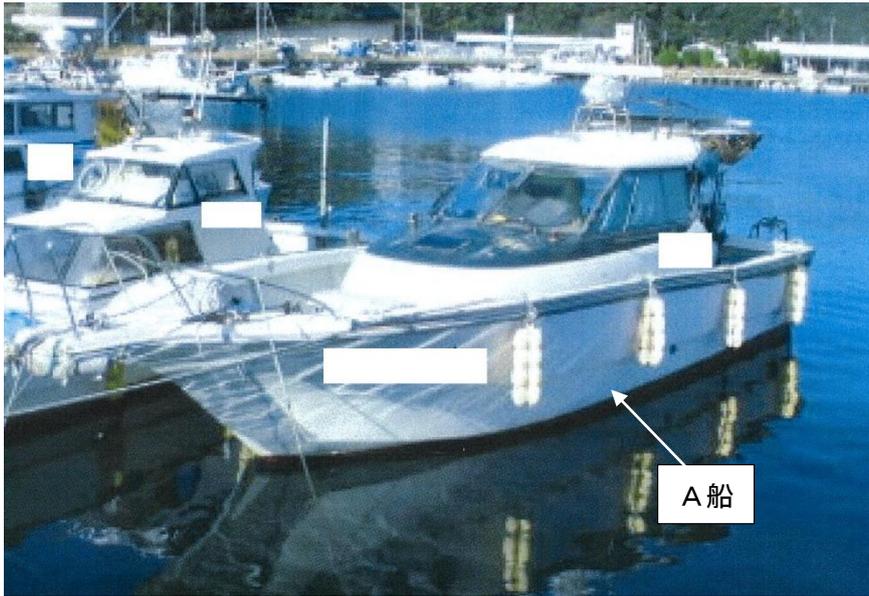


写真2 B船

